

中分類 27－石油製品・石炭製品製造業

総 説

この中分類には、石油を精製する事業所、購入した原料を混合加工して潤滑油、グリースを製造する事業所、コークス炉による石炭の乾留を行う事業所、石炭を主要原料として練炭、豆炭を製造する事業所、舗装材料を製造する事業所が分類される。

また、石油コークス、膨潤炭など他に分類されない石油製品・石炭製品を製造する事業所も本分類に含まれる。

ただし、ガスを製造し、導管により一般の需要者に供給する事業所は大分類K－電気・ガス・水道・熱供給業〔711〕に分類される。

小分類 細分類
番号 番号

271 石油製精業

2711 石油製精業

主として原油並びに留分を処理し、ガソリン、ナフサ、ジェット燃料油、燈油、軽油、重油、潤滑油、パラフィン、アスファルト、液化石油ガスなどを製造する事業所をいう。

主として自ら掘採した天然ガスから天然ガソリン、液化石油ガス、圧縮ガスを製造する事業所は大分類D－鉱業〔122〕に分類される。

○石油精製業；ガソリン製造業（原油から製造するもの）；パラフィン精製業

×ガスガソリン製造業〔122〕；潤滑油製造業（石油精製業によらないもの）〔2721〕

：廃油再生業〔2799〕

272 潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）

2721 潤滑油製造業

中分類 27 - 石油製品・石炭製品製造業

主として購入した鉱油(廃油を含む)及び動植物油などを混合加工して、潤滑油を製造する事業所をいう。

- 潤滑油製造業(購入原料によるもの)；切削油製造業(購入原料によるもの)；機械油製造業(購入原料によるもの)
- ✗潤滑油製造業(石油精製業によるもの) [2711]

2722 グリース製造業

主として購入した鉱油(廃油を含む)及び動植物油などを混合加工して、グリースを製造する事業所をいう。

- グリース製造業(購入原料によるもの)
- ✗グリース製造業(石油精製業によるもの) [2711]

273 コークス製造業

2731 コークス製造業

主として石炭を原料として乾留によって、コークス及び副産物を製造する事業所をいう。

- コークス製造業(成型コークスを含む)；半成コークス製造業
- ✗石油コークス製造業 [2799]

274 練炭・豆炭製造業

2741 練炭・豆炭製造業

主として石炭を主原料とし、凝結成型して練炭、豆炭を製造する事業所をいう。

- 練炭製造業；豆炭製造業；ピッヂ練炭製造業；成型炭製造業
- ✗模炉灰製造業；[3999]；たどん製造業 [3999]

275 舗装材料製造業

2751 舗装材料製造業

主としてアスファルト及びタールの舗装用混合物(乳剤、アスファルト

中分類 27 — 石油製品・石炭製品製造業

混合材、タール混合材など)及び舗装用ブロック(アスファルトブロック、タールブロックなど)を製造する事業所をいう。

○舗装材料製造業；舗装用混合物製造業；れき青乳剤製造業；舗装用ブロック製造業；タールブロック製造業

×舗装タイル製造業(石タイル製のもの) [3088]

279

その他の石油製品・石炭製品製造業

2799 その他の石油製品・石炭製品製造業

主として他に分類されない石油製品及び石炭製品を製造する事業所をいう。

○石油コークス製造業；廃油再生業(潤滑油、グリース以外のもの)；膨潤炭製造業；微粉炭製造業；ガラ焼業；カルサインコークス製造業